

承認第3号

専決処分承認について（関市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めらる。

令和5年5月8日提出

関市長 尾 関 健 治

専決第5号

関市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

関市長 尾 関 健 治

関市都市計画税条例の一部を改正する条例

関市都市計画税条例（昭和32年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第13項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第39項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の関市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税

について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第13項の規定の適用については、同項中「、第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。